

長野市歴史的風致維持向上計画 (第二期)の策定について

都市整備部 都市政策課 歴史的まちなみ整備室
教育委員会事務局 文化財課

I 長野市歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）

(1) 目的

歴史及び伝統を反映した人々の営みと、その営みが行われる歴史的なまちなみとが一体となって形成してきた地域固有の良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という)を維持及び向上させ、本市固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを進めること

(2) 計画認定（歴史まちづくり法）

平成25(2013)年4月11日 主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)の認定

(3) 計画内容

- 期間 : 平成25年度～令和5年度
- 重点区域 : 「善光寺・戸隠地区」、「松代・若穂川田地区」、「鬼無里地区」の3地区
- 計画に位置付けた事業 : 全58事業（完了事業を含む）

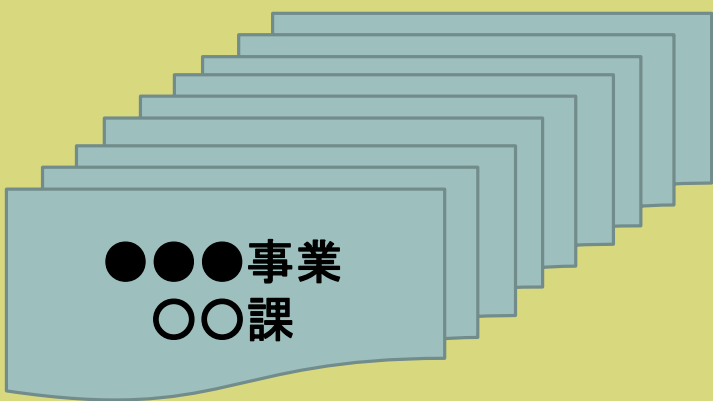
平成20年11月4日 「歴史まちづくり法」施行

市町村が主体になって計画作成し、国が認定

長野市歴史的風致維持向上計画

平成25年4月11日

文部科学省・農林水産省・国土交通省による認定
計画期間：平成25年度から令和5年度



本市固有の歴史、
文化を活かしたまち
づくり（歴史まちづ
くり）に資する事業
を計画内に位置付け
（全58事業）

調整

各種計画と整合

第5次総合計画

都市計画マスタープラン

景観計画

国の支援

国の支援を
最大限活用

補助対象の拡大

補助率の嵩上げ

法律上の特例措置

2 実施事業例（善光寺・戸隠地区）

善光寺周辺地域道路美装化事業【令和3年度完了】



電線類地中化
道路美装化
(御幸坂通り)

景観重要建造物修理助成事業(戸隠地区)【平成30年度完了】



外観修景
茅葺屋根葺き替え
(戸隠宿坊)

2 実施事業例（松代・若穂川田地区、鬼無里地区）

5

日本文化体験プログラム開発事業(松代地区)【令和元年度完了】

「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業【令和2年度完了】

甲冑着用の体験



八橋流箏の体験



「彫工北村喜代松」制作
の屋台修理工事



3 第二期計画の策定

(1) 目的

歴史や文化を活かしたまちづくりに継続して取り組み、第五次総合計画 基本構想の政策である『魅力あふれる文化の創造と継承』、『いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進』を図る。

(2) 方針

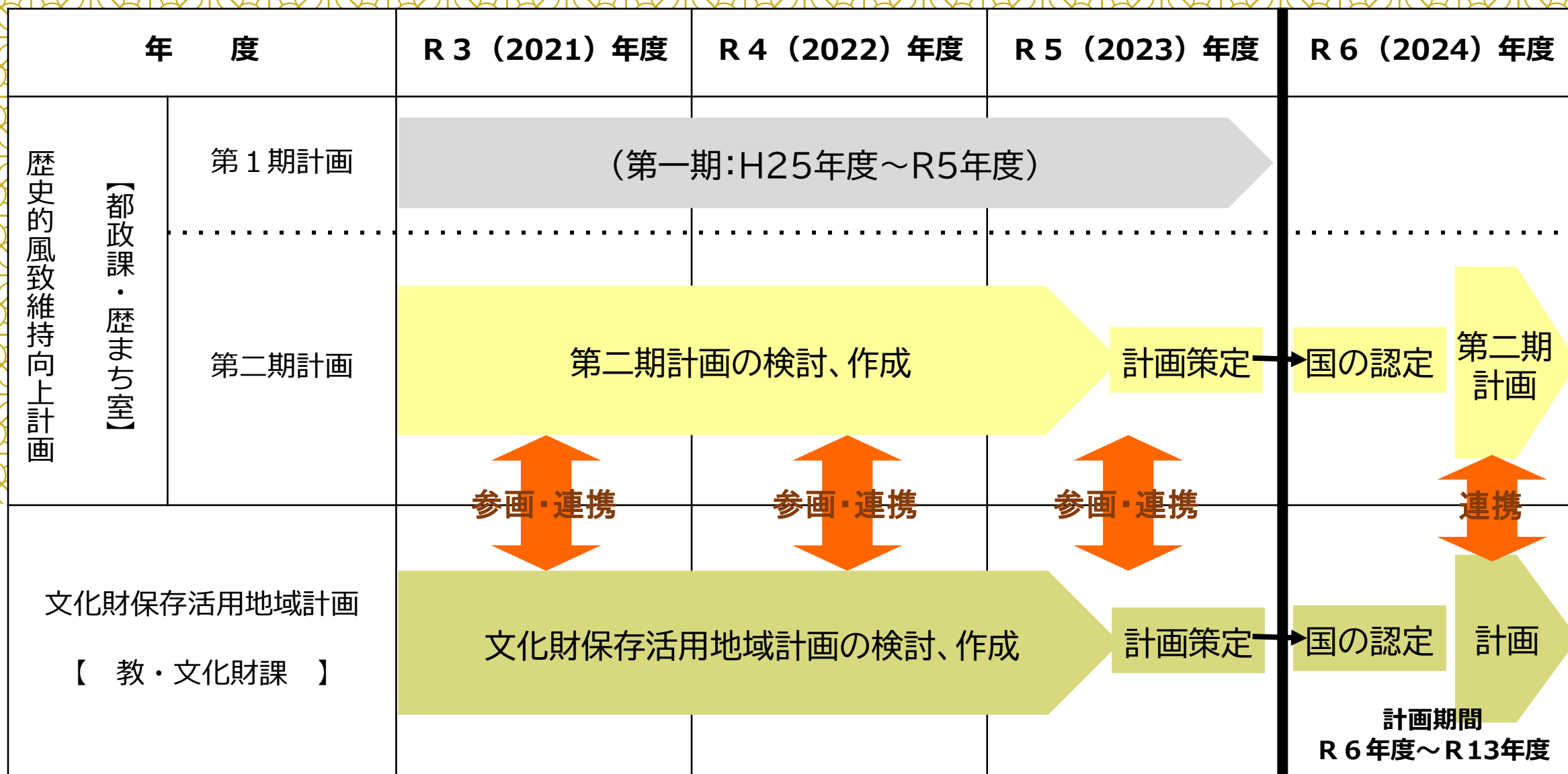
- 現行計画を継承した第二期計画を策定し、持続的な歴史まちづくりを推進する。
- 「文化財保存活用地域計画」(文化財課)と連携した総合的な歴史まちづくりに取り組む。

(3) 効果

- ・ 歴史的建造物や伝統行事、伝統文化等の保存、継承
- ・ 国の支援策の継続的な活用
- ・ 「まちづくり」と「文化財の保存・活用」の連携
- ・ 情報発信など新たな視点の付加による観光振興、地域活性化



4 スケジュール



「文化財保存活用地域計画」と「歴史的風致維持向上計画」の関係（イメージ）

【参考】
文化庁資料
(抜粋)

市町村の総合計画

【文化財保存活用地域計画】
 域内に所在する全ての文化財(指定+未指定)を、中長期的な視点から今後どのように保存・活用していくかについての考え方や行動計画を定めたマスタープラン

【歴史的風致維持向上計画】
 重要文化財等を核に人々の活動が一体となった周辺の市街地の環境(歴史的風致)のうち、特定の区域(重点区域)に対して重点的な支援を行う事業計画



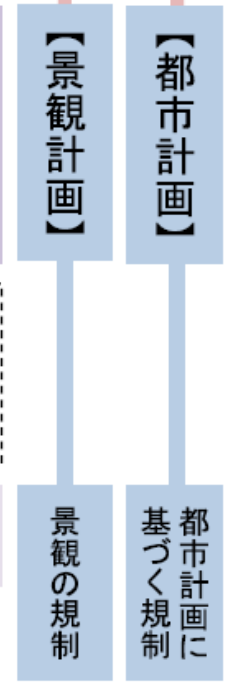
○改正文化財保護法第183条の3(略)2・3(略)
 4 **文化財保存活用地域計画**は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該**歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。**

文化財の保存・活用に関する事業

- ・重要文化財〇〇住宅保存修理事業
- ・無形文化財伝承活用事業
- ・文化財情報発信・普及啓発事業 等

歴史的風致の維持向上に関する事業

- ・伝統的町並み修景整備事業
- ・歴史的地域道路美装化・無電柱化事業
- ・都市公園整備事業 等



文化財の保護



周辺環境の整備・規制

